

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 福原内科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 呉市本通7丁目1番20号
- (3) 設立認可年月日 平成 13年 2月21日
- (4) 設立登記年月日 平成 13年 2月23日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	福原内科クリニック	呉市本通7丁目1番20号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年11月30日 令和2年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 福原内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 呉市本通7丁目1番20号

財 産 目 録
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額	138,969 千円
2. 負 債 額	69,875 千円
3. 純 資 産 額	69,094 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	130,145
B 固 定 資 産	9,881
C 資 産 合 計 (A + B)	140,026
D 負 債 合 計	71,483
E 純 資 産 (C - D)	68,542

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 福原内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 呉市本通7丁目1番20号

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	130,145	I 流 動 負 債	19,513
II 固 定 資 産	9,881	II 固 定 負 債	51,970
1 有 形 固 定 資 産	9,430	負 債 合 計	71,483
2 無 形 固 定 資 産	202	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	248	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	58,542
		純 資 産 合 計	68,542
資 産 合 計	140,026	負 債 ・ 純 資 産 合 計	140,026

様式4-2

法人名 医療法人 福原内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 呉市本通7丁目1番20号

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		134,843
2 事 業 費 用		133,912
	事 業 利 益	931
II 事 業 外 収 益		91
III 事 業 外 費 用		1,702
	経 常 損 失	△680
IV 特 別 利 益		199
V 特 別 損 失		0
	税 引 前 当 期 損 失	△480
	法 人 税 等	71
	当 期 損 失	△551

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 福原内科クリニック
理事長 福 原 弘 文 様

私は、医療法人 福原内科クリニックの令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 11 月 28 日

医療法人 福原内科クリニック

監 事